

環境にやさしい農業関連農産物認証制度等一覧

区分	表示マーク (表示例)	認定基準など	制度の所轄機関 【認定機関】	面積制限	備考
有機農産物の日本農林規格(有機JAS) (H12~)	 登録認定機関名	<p>は種又は植え付け前2年(多年生作物は最初の収穫前3年)以上の間、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産された農産物。転換中の圃場については、収穫前1年以上の間、上記の栽培方法により生産された農産物。なお、この農産物の記載は有機表示の前又は後に「転換期間中」と記載する。</p>	農林水産省 【登録認定機関(長野県内は日本有機協会と長野県農林研究財団の2団体)】	無	*申請は登録認定機関へ相談
特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる表示 (H4~)		<p>土づくりを生産の原則とし 化学合成農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物に慣行的に行われている使用回数の5割以下であること。 化学肥料の窒素分量が、当該地域の同作期において当該農産物に慣行的に使用される化学肥料の窒素分量の5割以下であること。 の両方を満たす場合「特別栽培農産物」の表示が出来る。</p> <p style="text-align: right;">【H16.4より適用】</p>	農林水産省 【基準を満たす農産物の生産、流通、販売に携わる人達が生産や表示のルールに従って自主的に確認・管理し、関係者の自発的な行動によって守られるもの】	無 但し、環境にやさしい農産物表示認証制度の認証を受けて表示する場合には下記の面積制限が係る	
信州の環境にやさしい農産物表示認証制度 (H21)		<p>堆肥などの施用による土づくりを行ったほ場において次のいずれかの方法によって生産された農産物(地区慣行防除回数及び施肥量については、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第4の2の(5)に基づき、定められた比較の基準を用いる) 化学肥料(有機農産物の日本農林規格で使用を認められている肥料を除く)及び農薬(長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針で化学合成農薬低減技術に係る農薬を除く)は、栽培された農産物について、地区の慣行防除回数及び施肥量の30%以上又は50%以上を削減した方法により栽培された農産物 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに定められた方法により栽培された農産物 【H17.3より適用】</p> <p>認証申請を行うことができる者は、原則として長野県内に住所及びほ場を有する者。尚、団体又は法人の場合は次のとおりとする。(農業協同組合、農業生産法人、小中学校・農業高校・農業関係専修学校、営農集団(代表者の定めがあること、組織及び運営についての規約の定めがあること、集団を構成する農業者が3戸以上であること))</p>	長野県 【県知事認定】	無し	*特別栽培農産物はガイドライン表示と認証マークを併記する *対象品目:52品目 *申請は年1回(冬)
長野県原産地呼称管理制度 (日本酒・ワイン:H14~ 米:H16~)	 注)日本酒、ワイン認定マーク	<p>〔米〕 認定対象:長野県水稲奨励品種(うるち精米) 農薬の使用を制限した次のいずれかの栽培であること 使用する化学合成農薬の成分数は慣行施用の50%以内であること 化学合成農薬の使用は、育苗から移植時の種子消毒・苗箱施薬等は2回以内で本田移植後の(除草剤・殺菌剤・殺虫剤)が各1回以内であること 化学肥料による本田施肥窒素量が慣行施用量の50%以内であること 申請者は個人、生産者組織、その他委員会が認める者(県内に事務所を有する農業協同組合、米穀販売卸業者等で生産者を総括し、且つ、消費者に対して責任も持つことが出来ること)</p>	長野県 【長野県原産地呼称管理委員会】	50a以上	*H16年度から米を対象 *認定品は袋詰精米 *申請は年1回(春) *最終的には出来秋に官能審査に合格しなくてはならない
エコファーマー認定制度 (H11~)		<p>「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づく支援制度 県が策定した指針に基づき 土づくり技術 化学肥料低減技術 化学合成農薬低減技術 のそれぞれから、各1技術以上を導入する計画を策定した農業者個人を認定</p>	国の法律を受けて県が計画認定要領などを策定 【県知事認定】	無	*対象作物:51作物 (普通作物:6 果樹:8 野菜:27 花き:5 特用作物:2 飼料作物:3) *認定期間は5カ年 *申請は随時